

諮問日：令和2年6月29日（令和2年度（最情）諮問第7号）

答申日：令和2年12月24日（令和2年度（最情）答申第39号）

件名：園遊会被招待者名簿の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「平成30年11月9日の園遊会の招待者名簿（裁判所関係者に限る。）」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「平成30年秋の園遊会被招待者名簿（H30.11.9赤坂御苑）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年3月23日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書の各欄の記載は、被招待者ごとに一体となって、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。したがって、法5条1号ただし書イの慣行として公にされている情報に相当すると認められる一部の被招待者の資格、官職名、氏名及び勲章等を除き、不開示としたものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年6月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、平成30年秋の園遊会の被招待者名簿であり、本件不開示部分は、同名簿のうち資格及び氏名の欄の各界功績者中2名の官職名及び氏名並びに全ての被招待者に係る出欠欄及び備考欄（空欄を除く。）の記載であることが認められる。

本件対象文書の各欄の記載は、被招待者ごとに法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、本件不開示部分に記載された情報について、法5条1号ただし書イからハまでに掲げる情報に相当するような事情は認められない。また、本件不開示部分のうち、氏名等が開示されている被招待者に関する各欄の記載については、部分開示の余地がなく、氏名等が開示されていない被招待者に関する各欄の記載については、公にすることにより当該被招待者の権利利益を害するおそれがあるといえることから、部分開示をすることは相当でない。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子